

介護予防・生活支援サービス事業の対象者が変更されました

令和3年
4月から

変更ポイント 介護予防・生活支援サービス事業(一部のサービス)を利用していた方が要介護1~5となったとき、本人が希望し、区市町村が必要と判断すれば、**介護予防・生活支援サービス事業**を引き続き利用できます。(令和3年4月から)

介護予防・生活支援サービス事業とは

「介護予防・日常生活支援総合事業」(以下 **総合事業**) を構成する事業で、地域ごとに実情に応じた「介護予防」と「生活支援」のためのサービスが提供されています。

総合事業

高齢者の介護予防と自立した日常生活の支援を目的とした事業で **介護予防・生活支援サービス事業** と **一般介護予防事業** の二つからなります。

介護予防・生活支援サービス事業

地域の実情に応じた「介護予防」と「生活支援」を目的としたサービスなどがあります。

- 対象者**
- 要支援1・2の方
 - 基本チェックリストにより介護予防・生活支援サービス事業対象者となった方
 - 介護予防・生活支援サービス事業を利用していた方で、要介護1~5となったあとも本人が利用を希望し、区市町村が必要と判断した方(令和3年4月から)

サービス内容 ● 介護予防ケアマネジメント ● 訪問型サービス ● 通所型サービス



一般介護予防事業

高齢者のみなさんが元気でいきいきと生活し、要介護状態にならないようにするための教室(介護予防教室)などを実施します。

対象者 65歳以上のすべての方、およびその支援のための活動に関わる方

介護予防教室の例

【介護予防体操教室】

- 転倒予防教室
- ぴんぴん健康体操教室など

【いきいき脳の健康教室】

簡単な読み書き計算で脳をいきいきと活性化し、認知症予防のための習慣を身につけます。

【介護予防リーダー養成講座】

介護予防について基本的なこと、必要性を学びます。講座が終わった後も、自分のため、地域のために活躍できるような方法を身につけます。



総合事業のポイント

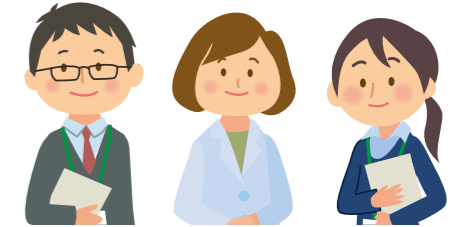
- 要支援1・2の方は、介護保険サービスの **介護予防サービス** と **介護予防・生活支援サービス事業** を利用できます。
- **介護予防・生活支援サービス事業** のみを利用する場合は、基本チェックリストによる判定で利用できます。(要介護認定は不要です)

令和3年度

介護保険制度改革のお知らせ



令和3年の4月から、サービスを利用したときの費用や介護保険料などが変更されます。主な変更点についてお知らせしますので、制度改革にご理解をお願いいたします。



介護保険制度改革のポイント

令和3年度

【介護保険サービスの費用に関する主な変更点】

- 特定入所者介護サービス費の支給要件等の変更(令和3年8月から)
- 施設サービスを利用した際の「食費」の基準費用額の変更(令和3年8月から)
- 高額介護サービス費の限度額等の変更(令和3年8月から)

【介護保険サービスに関する主な変更点】

- 介護予防・生活支援サービス事業(一部のサービス)の利用者が要介護1~5になった場合、本人が希望し、区市町村に認められれば、引き続きサービスが利用可能(令和3年4月から)

【基本的に3年ごとに見直される変更点(令和3年4月から)】

- 介護保険サービスを利用したときにかかる費用(報酬単価)の変更
- 区市町村ごとの介護保険料の変更(区市町村ごとの介護サービス費用がまかなえるよう算出された「基準額」をもとに所得に応じた負担をします。)

※このパンフレットは、令和3年3月までの情報をもとに作成しています。内容は今後変更されることがあります。

瑞穂町

所得の低い方が施設に入所した際の居住費・食費の自己負担限度額等の変更

令和3年
8月から

● 所得が低い方は、居住費と食費の負担が軽くなります

所得が低い方に対しては、所得に応じた自己負担の上限（限度額）が設けられており、これを超える利用者負担はありません。超えた分は「特定入所者介護サービス費」として、介護保険から給付されます。



● 給付を受けるには、区市町村への申請が必要です。

■ 対象となる施設・サービス

- 介護老人福祉施設（地域密着型も含む）
- 介護老人保健施設
- 介護療養型医療施設
- 介護医療院
- 短期入所生活介護（介護予防も含む）
- 短期入所療養介護（介護予防も含む）

1日あたりの居住費・食費の自己負担限度額 令和3年7月まで

変更ポイント 対象者の要件、食費の限度額を変更
(令和3年8月から)

利用者負担段階	所得の状況 ^{※1}	預貯金等の資産 ^{※2} の状況	居住費（滞在費）				食費
			従来型個室	多床室	ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	
1	生活保護受給者の方等	単身:1,000万円以下 夫婦:2,000万円以下	490円 (320円)	0円	820円	490円	300円
2	世帯全員が住民税非課税 老齢福祉年金受給者の方 前年の合計所得金額+年金収入額が80万円以下の方		490円 (420円)	370円	820円	490円	390円
3	前年の合計所得金額+年金収入額が80万円超の方		1,310円 (820円)	370円	1,310円	1,310円	650円

令和3年8月から

利用者負担段階	所得の状況 ^{※1}	預貯金等の資産 ^{※2} の状況	居住費（滞在費）				食費
			従来型個室	多床室	ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	
1	生活保護受給者の方等	単身:1,000万円以下 夫婦:2,000万円以下	490円 (320円)	0円	820円	490円	300円
2	世帯全員が住民税非課税 老齢福祉年金受給者の方 前年の合計所得金額+年金収入額が80万円以下の方		490円 (420円)	370円	820円	490円	390円 [600円]
3-①	前年の合計所得金額+年金収入額が80万円超120万円以下の方		1,310円 (820円)	370円	1,310円	1,310円	650円 [1,000円]
3-②	前年の合計所得金額+年金収入額が120万円超の方	単身:500万円以下 夫婦:1,500万円以下	1,310円 (820円)	370円	1,310円	1,310円	1,360円 [1,300円]

()内の金額は、介護老人福祉施設に入所した場合または短期入所生活介護を利用した場合の額です。

[]内の金額は、短期入所生活介護または短期入所療養介護を利用した場合の額です。

※1 住民票上世帯が異なる（世帯分離している）配偶者（婚姻届を提出していない事実婚も含む。DV防止法における配偶者からの暴力を受けた場合や行方不明の場合等は対象外）の所得も判断材料とします。

※2 【預貯金等に含まれるもの】資産性があり、換金性が高く、価格評価が容易なもの。

*第2号被保険者は、利用者負担段階に関わらず、預貯金等の資産が単身:1,000万円以下、夫婦:2,000万円以下であれば支給対象となります。

施設サービスを利用したときの「食費」の基準費用額の変更

令和3年
8月から

変更ポイント 施設サービスを利用したときの「食費」の基準費用額の変更（令和3年8月から）

施設の平均的な費用をもとに、基準費用額が定められています。実際の費用は施設と利用者との契約により決められます。

居住費（滞在費）・食費の基準費用額（1日あたり）

居住費（滞在費）				食費	
従来型個室	多床室	ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	令和3年7月まで	令和3年8月から
1,668円 (1,171円)	377円 (855円)	2,006円	1,668円	1,392円	1,445円

()内の金額は、介護老人福祉施設に入所した場合または短期入所生活介護を利用した場合の額です。

高額介護サービス費の対象となる方の区分を細分化し、新たな限度額を設定

令和3年
8月から

● 自己負担が高額になったときの負担軽減

同じ月に利用した介護サービス利用者負担（1～3割）の合計が高額になり、下記の限度額を超えたときは、超えた分が「高額介護サービス費」として後から給付されます。

● 給付を受けるには、区市町村への申請が必要です。

● 施設サービスの食費・居住費・日常生活費など介護保険の対象外の費用は、含まれません。

自己負担の限度額（月額）

令和3年7月まで

区分	限度額
現役並み所得相当の方（年収約383万円以上）	44,400円（世帯）
住民税課税世帯の方	44,400円（世帯）
世帯全員が住民税非課税	24,600円（世帯）
・老齢福祉年金受給者の方 ・前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方等	24,600円（世帯） 15,000円（個人）
生活保護受給者の方等	15,000円（個人）

令和3年8月から

区分	限度額
年収約1,160万円以上の方	140,100円（世帯）
年収約770万円以上 1,160万円未満の方	93,000円（世帯）
年収約383万円以上 770万円未満の方	44,400円（世帯）
上記以外の住民税課税世帯の方	44,400円（世帯）
世帯全員が住民税非課税	24,600円（世帯）
・老齢福祉年金受給者の方 ・前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方等	24,600円（世帯） 15,000円（個人）
生活保護受給者の方等	15,000円（個人）

変更ポイント

「現役並み所得相当」である方の区分を細分化し、新たな限度額を設定（令和3年8月から）